



岩田執行部 からの 2024年度

お知らせ

5人の副会長は、外からはなかなか見えにくいですが、日々、弁護士と弁護士会のために奔走しています。
今回は、5人の副会長からとおきの情報を報告してもらうことにしました。
それぞれ大切な話ですのでご一読くださいませ！
(会長 岩田 武司)

会務等に参加した際の保育サービス利用料の補助制度をご存じでしょうか？

会員の皆様が会務や研修へ参加するために要したベビーシッター、保育園や学童の延長等の保育サービス利用料について、日弁連の費用補助制度があるのをご存じでしょうか。特に、親族、知人による預かりの場合にも申請できることは、意外と知られていないかもしれません。



当会だけでなく、関弁連、日弁連が実施する一切の行事と研修が原則として支給対象となり、委員会、総会、常議員会、人権擁護大会、シンポジウム等の他、オンライン受講の任意研修も含まれます。

昨年11月から、補助の支給上限が拡大し、子1人につき1回1万円、1年度3万円を上限とした実費が対象となっている他、申請書や疎明資料もメール添付による提出が可能になるなど、使いやすくなっています。

対象となる会務等の日から6か月以内に申請できますが、年度ごとの予算に達した場合は支給が打ち切られますので、ご注意ください。詳しくは、日弁連の会員専用サイト（HOME>届出・手続>出産・育児>保育サービス利用料の補助）をご覧ください。
(副会長 今井 史郎)

債務整理の面談義務についてご注意ください



皆様、債務整理事件（任意整理・自己破産・個人再生等）の処理に際し、面談義務があるのをご存じでしょうか。

債務整理事件処理の規律を定める規程（以下「規律規程」と言います。）3条は弁護士職務基本規程29条を具体化したものであり、債務整理事件における問題事例の多発とその重大性に鑑みて、債務整理事件に限って一律の義務化をしたものです。

規律規程では、直接面談が義務付けられており、いわゆるオンラインツール等による事情聴取は、同規程による「面談」には当たりません。

オンラインツール等による事情聴取は、規律規程3条1項ただし書の「面談することに困難な特段の事情」がある場合にのみ、面談に代わる事情聴取として認められますが、単に弁護士や依頼者にとって便利であることや、依頼者が遠方であるということのみをもって直ちに特段の事情が認められるわけではありません（規律規程解説書23頁以下参照）。また、特段の事情がやんだ場合には速やかに直接面談を行う必要があります。

特段の事情がない場合には、仮に適当な通信手段により事情聴取をし、所定の事項を的確に把握していたとしても、面談をしていない限り、規律規程3条1項本文に違反します。

規律規程の遵守のほどよろしく申し上げます。
(副会長 小谷 馨)

成年後見制度が大幅に見直される可能性があることをご存じでしょうか？

高齢化が進み、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加、多様化が見込まれる中で、成年後見制度を更に利用しやすくしようと、現在、法改正の動きが出ています。

商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」が2月付けで報告書を取りまとめ、4月からは法制審議会において同制度の見直しに向けた議論が進められています。

報告書では、現行の成年後見制度の問題点として、本人にとって必要な限度を超えて行為能力が制限されてしまうことや、家族に



よる支援やその他の支援によって制度利用の必要がなくなった場合でも判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することなどが挙げられました。

これを受けて、①法定後見制度における開始・終了等に関するルールのある在り方、②法定後見制度における取消権・代理権に関するルールの在り方、③法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方、④任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策等が議論されており、今後の弁護士の後見実務にも大きな影響があることが想定されます。

今後も情報発信をしていきますので、引き続き議論の行方に注目していただければと思います。
(副会長 藤田 香織)

委員会裁量活動費の運用が開始されました！

6月12日開催の通常総会にて、委員会裁量活動費が予算承認され、運用が開始されることとなりました。

同活動費は、委員会活動に係るものであれば内容を問わず、委員会の裁量により支弁できます。これは、公益活動・委員会活動等分担金制度の趣旨並びに委員会活動の活性化及び負担の公平化という観点から、3月18日付正副会長決定によって、創設されることとなったものです。

対象となる委員会は、原則として、委員会通則3条に規定する委員会及び支部会規4条の2に規定する支部委員会となります。また、一委員会当たりの年間予算額は、前年度の公益活動・委員会活動等負担金会費収入の25%程度の金額を対象となる委員会数で除した額又は10万円のいずれか少ない額とするとされており、今年度は、一委員会当たりの年間予算額は10万円となります。

同活動費の支出に当たり、事前申請は不要です。まずは、委員会において立替支出の上、支出申請書をご提出いただくこととなります。同活動費の申請手続については、対象委員会宛にご案内させていただきます。

同活動費を申請した委員会は、その使途及び金額を委員会活動報告書に記載する方法により、次年度の通常総会において、全会員に報告することとなっています。また、開始後3年を目安に見直しの検討が予定されておりますので、支出申請に当たっては、同活動費の制度趣旨に則ったものであるかどうか、ご確認・ご検討いただければと思います。
(副会長 飯田 信也)

基幹業務システムの刷新を進めています！

昨年度より当会では基幹業務システムの刷新を本格的に検討しています。

基幹業務システムという言葉は、馴染みのない言葉かもしれませんが、要約すれば「当会の運営に当たって核となる業務を管理するシステムの総称」という説明になります。

現在の基幹業務システムは平成18年に導入されたものです。平成18年といえば、折りたたみ携帯電話が主流だった時代に突如として現れた「初代iPhone」の発売（日本では平成20年7月発売）よりも昔なのです。そう考えると、いかに当会のシステムが現代のIT環境と乖離しているかが分かっていただけるでしょう。

基幹業務システム刷新によって、現在では主流となりつつある情報のクラウド化を始めとして、事務局側の利便性向上のみならず、会員側の利便性向上にも資することになります。例えば、現在FAXを利用している連絡のオンライン化、決済手段のオンライン化等、夢は広がるばかりです。

もちろん、予算の関係もありますので取捨選択は必要ですが、平成18年当時は想像もできなかった様々な可能性が無限に広がっていることを嬉しく思いながら、刷新に向けて突き進んでいます。会員の皆様にも節目節目で報告しますので、よろしく申し上げます。
(副会長 須須木 健太郎)



神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2024年度
関東十協会夏期研究会のお知らせ
日時 2024年8月31日(土) 13時~17時まで
場所 横浜ベイホテル東急

神奈川県のアウトライ
ンと天稗をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

私ごとであるが、今年度、当会の常議員に就任した。支部の某先生からの後押しがあったことがきっかけであるが、これまで会務への参加が十分でなかったこともあり、右も左もわからず会議に出ることから不安を感じていた▼大袈裟と笑われてしまいかもしれないが、私は、わからないことが上へ常に乗り越えていかなければならない試練であると思っている。扱ったことのない事件や見通しの立ちづらい事件、初めての講師など、弁護士業務に限っても常にこの試練と戦っている気がする▼もっとも、先日、電車の中で、「わからないことこの先には新たな学びが待っている」といったようなキャッチコピーの広告を目にした。季節的に新社会人や学生に向けたものと思われ、月並みな表現であるかもしれないが、それを見た私は、混雑する車内で人知れずぐっとぎていた▼たしかに、わからないながらもあれこれ考えて進めた仕事は、後で得られるものがあるし、時には失敗もあるかもしれないが、取り返しがつかぬものであれば、それも学びである▼と臆病な自分自身に言い聞かせながら、これからもこの試練と付き合っていきたいと思う。
(神戸川 優樹)

横浜地裁での陪審裁判のまとめ

その2

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

陪審裁判に関連して
当会(旧横浜弁護士会)
が仙台弁護士会とともに
法務省に抗議活動をして
いたことを、最近まで
知らなかった。

陪審裁判について当
時の法曹に「消極姿勢」
があったことは否めな
い(前回紹介した桐蔭
学園の陪審法廷の説明
書き参照)。制度発足
3年目に、日本弁護士
協会が会員にアンケート
をとったところ、多
くの会員が「陪審制度
は無用の長物」等と書
いた。

しかし、横浜弁護士
会の会員は、このアン
ケートに積極的な意見
を寄せている。
例えば、小林梅茂は、

「施行前の声、徒らに
多かりしに比し、施行
後の実態に伴わざるが
如し。法は活用により
活用せざる法は死法な
り。裁判所も検事も
弁護士も陪審裁判の結
果、有罪となり無罪と
なりし結果を数ふるこ
とにのみ専念する如
し、誤れりといふべし。
事実と符合する判決こ
そ尊し。陪審法の可否
を言ふより、さらに活
用すべし」と書いた法
曹公論昭和6年10月号
42頁)。
また、鈴木利貞は、

「陪審法施行後、検察
当局において犯罪検挙
に付周到の注意を払ふ
に至れるもの如く、
夫れが有らぬか先頃、
当市某所火災に付き警
察署において、物的証
拠あらざるに拘わら
ず、放火犯として動産
担保契約者某を送局し
たる処、某検事は、審
理の上、直ちに某を釈
放し、当該警察官に対
し戒告を加へたる趣新
聞紙上に記載された
権尊重につき効果ある
こと洵に喜ぶべし」(同
書46頁)と書いた。
さらに、名越亮一は、
「検察及び裁判厳正公
平を維持する上におい

て、また被告人及び社
会が裁判に対する満足
を得る上に置いて誠に
よき制度と信ず。尚こ
の際の希望としては、
陪審制度の範囲をより
以上拡張すること及び
裁判長の説示を廃せば
尚効果大なるを信ずる
ものなり」と書いてい
る(同書50頁)。
昭和18年に陪審制度
は停止になったが、そ
れは「市民よりも職業
裁判官を信頼する国民
性などから、日本の風
土になじまない」とさ
れたからではない。柳
条湖事件(昭和6年)、
血盟団事件(昭和7

電子帳簿保存法改正 についての 会員向け研修会

講師の袖山税理士

新年度、ペリー来航の
間での華やかな気持ちも
さめやらぬ4月2日、袖
山喜久造税理士(SKJ
総合税理士事務所所長)
を弁護士会館に招き、電
子帳簿保存法(電帳法)
改正についての会員向け
研修が開催された。
袖山税理士は、この分
野に精通し、複数の著書
も出版されている。当日
の講義も、制度の平板な
解説にとどまることな
く、税務行政や、事業者
のDX化が進んでいると
いう背景事情も交えて、
詳しい説明がなされた。
また、所得税法と電帳

法の対象範囲などを分か
りやすく図示した講義ス
ライドが用いられていた
ため、この分野の知識が
乏しい筆者にも、とても
理解しやすい講義であ
り、あつという間の1時
間であった(あまりに素
晴らしい講義であったた
め、筆者はすぐに袖山税
理士の著書を注文した)。
講義においては、法律
事務所においては、実際
問題としてどのようにファ
イルを管理し保存するの
がよいのかや、電子メー
ルの添付ファイルの場合
はどうすべきかなど、多
くの弁護士が今すぐ知り
たいであろう、極めて具
体的で実践的なアドバイ
スもいただけたため、受
講した会員にとってはと
てもためになる研修であ
った。
最後になるが、この研
修の開催に当たっては、
弁護士業務改革委員会の
担当部長が、企画実現
に向けて大変な骨折りを
しておきたい。当委員会
では、今後も会員の事務所
経営に資する研修会を、
適宜開催していければと
考えている。

この「電子署名」の方
法も、誰による証明が行
われるかによって、「ク
ラウド型(立会人型)」
と「ローカル型(当事者
型)」に分かれます。
後者の「ローカル型当
事者型」は、当事者が
自身の電子証明書(マイ
ナンバーカードなど)を
用意して署名するもの
で、本人確認がもっとも
確実な署名です。既にオ
ンライン申告などでこの
署名を行っておられる方
も多いと思います。
これに対して、対外的
な取引や契約などでメジ
ヤーになりつつあるの
は、前者の「クラウド型
(立会人型)」です。こ
ちらは、クラウド型電子
署名サービス業者を行うサ
ービス提供者によって証
明がなされるものです。
Adobe社の「Ac
robat Sign」、
弁護士ドットコム社の
「クラウドサイン」など
があります。ただし、こ
の「クラウド型」での本
人確認については、携帯
電話などを使った2段階
認証が必要であるとい
われています。
このような形で適式に
本人による「電子署名」
がなされているときは、
通常の文書と同様に、文
書が真正に成立したもの
と推定されることとなり
ます(電子署名及び認証
業務に関する法律第3
条)。
好き嫌いは別として
も、このご時世、新しい
相談にも対応できるよ
う、今後もIT情報をア
ップデートしていきたい
と思います。(参考文献:
『できるはんこレス入門』
(株式会社インプレス)
(会員 西村 紀子)



情報セキュリティを考えると はじめましょう

その 44 いまさら聞けない? 「電子印鑑」と「電子署名」(2)

(3月号より続く)
紙の書類に物理的に押
す「はんこ」の代わりに
担う電子的はんことして
は、「電子印鑑」と「電
子署名」があります。
「電子印鑑」は、「はん
こ」の印影の画像データ
で、稟議書などで気軽に
使える認印的なものです。
これに対して、「電子
署名」は、印影ではなく、
本人によってなされた
こと、文書が改ざんさ
れていないこと、を証明
できる、オンライン上で
の署名の技術です(もの
のしい説明ですが、署
名の操作自体は簡単に
す)。電子契約書に対
して双方から行われた操
(氏名の入力等)を記録
することで、本人確認が
なされたこと、文書の改
ざんがなされていないこ
とが証明されます。
この「電子署名」の方
法も、誰による証明が行
われるかによって、「ク
ラウド型(立会人型)」
と「ローカル型(当事者
型)」に分かれます。

無料相談会
実施!

暴力団被害の

救済を目指して

電話対応する会員ら

5月31日、当会会館において、神奈川県警察、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター、当会の三者共催による「暴力団被害無料電話・来所相談会」が実施された。

この三者間では、暴力団員等の不当な行為により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者から相談等を受けた場合に適切な連携を図るべく、協定を締結している。

本相談会は、この三者

間での緊密な連携に基づき、2014年から毎年実施されており(コロナ禍により開催を見送った2020年を除く)、今回は節目の10回目の開催となった。広報活動の成果が上がって相談件数が前年比大幅増となるなど、今回の相談会も更りの大きいものとなった。

警察等の取締強化や都道府県排除条例の制定等により、暴力団構成員及び準構成員等の数は年々減少しているものの、いまだ暴力団等の反社会的勢力による被害を根絶するには至っていない。

同被害を防止し、またその被害回復を図るためには、弁護士・警察・暴力追放運動推進センターの連携に基づく民事・刑事両面での対応が不可欠である。

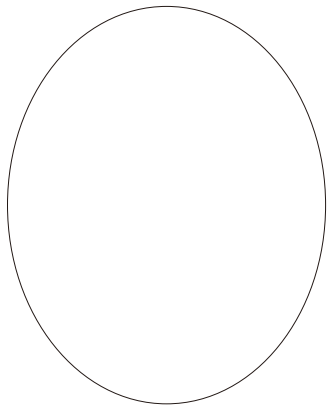
今後も本相談会などの活動を通じて、従来以上に三者間での緊密な連携を図りつつ、被害者が相談しやすい環境作りに向けて努力していきたい。

(民事介入暴力対策委員会 副委員長 種村 求)

常議員会
のいま

「常議員会の ダイバーシティを目指して」

会員 齊藤 道子 (新62期)



弁護士登録14年目で初めて常議員になりました。ここ数年、仕事と育児家事で毎日があっという間に過ぎ、会務への参加もなかなか難しかったのですが、女性会員のひとりとして、当会の常議員会のダイバーシティ推進の一助となるべく常議員に立候補しました。

当会の男女共同参画基本計画は、常議員の女性会員の割合30%を目標と

しています。30%という数値目標はクリティカル・マスという考え方に基づきます。

ダイバーシティのある組織では、多様な意見が出て複眼的な思考が可能となると言われており、一定割合以上の女性会員が常議員となることで、弁護士会の活動が適正化・活性化し、ひいては社会の信頼を得ることもつながると考えられます。

既に行われた2回の常議員会では、様々な議事に関して活発な議論が交わされ、決議がなされており、常議員会が弁護士会の重要な意思決定機関であることを実感しました。

私のように時間が限ら

れている会員が常議員になる体制も整いつつあります。

例えば、2020年度から開始時間が原則午後2時と従前より1時間繰り上がり、本年度は今のところ夕方5時頃までには終了しています。

また、支部会館からリモートで参加できるのも、支部の会員は、関内の会館まで足を運ばなくても参加可能です。

常議員会後には任意参加で懇親会が行われ、期を問わず多くの会員と直接お話しすることもできます。

また常議員の経験のない会員の方にも、ぜひ来年以降常議員になっていただきたいです。

横浜市教育委員会が2019年から今年にかけて、教員による性犯罪事件の裁判に職員を大量動員して一般の傍聴を妨害していたことが、5月に明らかになった。この問題では、憲法が定める裁判の公開原則がなぜ重要なのか、被害者保護とはどのような両立するのか、といった問いを改めて考えさせられた。

市教委側は今回、「被害者の個人情報保護」が動員の理由だと説明。これに対し、「納得できない」という世論が目立ったが、普段から裁判取材をする記者の多くも、疑問を抱いたように思う。学校関連の事件はむしろ、被害者保護の措置が厳重に取られていると感

じることが多いからだ。

警察が被疑者の教員らを逮捕しても発表せず、教育委員会も処分の詳細は公表しない。裁判の段階でも、被害者名や学校名

のが実情だ。

今回の「傍聴妨害」をめぐっては、多くの有識者が「裁判は公開が原則」と改めて指摘。被害者にとって辛い過程だとしても、加害者に刑罰を科すのであれば、公開の場で公正な手続きが必須で、それが司法への信頼性の一つの土台だと再認識させられた。司法取材では、情報の公開範囲に関して裁判所や検察庁と攻防となることも少なくない。被害者保護は重要な一方、公開原則とのバランスに問題がないか、という視点も忘れずにいたい。

(東京新聞横浜支局 森田 真奈子)

理事者室 だより

支部出身副会長

副会長 小谷 馨



沼津の帰り道に寄った山中城の障子堀

こんにちは。相模原支部所属の副会長の小谷です。

支部出身副会長って実際にどうなの、弁護士会館まで遠くて大変じゃないですか?とかよく聞かれますので、その答えを少

し。

①車が必要
事務所から会館までは1時間強かかります。特に帰りが遅くなる時は、バスへの乗換等を考え、電車ではなく、より楽な車で来ています。

②ホテルも必要
①に関連して、会務懇親会(含む)で帰りが遅くなった場合、一度自宅に帰って翌朝また会館に来るのではなく、月1〜2回ホテルに泊まっています。

朝が弱い私にとって、朝寝坊できるのはポイント高いです。

③お話が弾む
理事者として市町村訪

問等に行った時、又は会員と話すとき、横浜で働いていないことがアドバンテージになっています。

「小田急線をよく使っています」「北の端から南の端まで来ました」等の説明をし、自治体関係者の記憶に残っています(はずです)。

④会務前後の旅行
会務のため他県に行くのですが、ドライブをしたり、帰り道に少し寄り道することで疲れを癒しています。

先口、沼津で開催された会務の前後に、複数の城跡を見学しました。

今年は山梨、新潟、茨城等に行く予定があるため、その前後にいくつ城を巡れるかも楽しみです。

副会長の一端が分かれば幸いです。今後ともよろしくお願いたします。

Sports **横浜マリナーズ** 善戦! 1勝 1敗
 横浜 対抗 京都 対抗 大阪 対抗 **タワーズマツチ**

大阪 × **根本** 好投する
 京都 × **畑中** 隆爾
 山本 川原

大阪戦で二番手として試合を作った根本

5月11日、京都府亀岡市内において、横浜・京都・大阪の対抗戦であるタワーズマツチが行われた。

タワーズマツチは、マリナーズ、京都タワー、通天閣にちなんで三塔対抗戦と名付けられ、後にタワーズマツチと呼ばれるようになった対抗戦である。

横浜マリナーズは、4月20日に行われた三塔対抗戦で名古屋と神戸に連勝し、京都に乗り込んだ。横浜の初戦は大阪戦であった。初回、二盗時の捕手の送球が走者に当たり、ボールが外野を転々

とす間に一走が生還し、不運な形で先制を許してしまう。反撃したい横浜は2回表、二死から森弘史が四球を選び、宮祐平が安打でつなぐと、関野有真、根本淳己も四球を選び1点を返す。しかし、後続が倒れこの回は1点に終わる。3回からは根本が登板し、2回を零封し、大阪相手に食

5回裏、根本が安打と四球で無死二塁のピン

チを作ったところで畑中隆爾へスイッチしたが、チームを支え続けるベテランにしても流れを止められず、この回7点が入った。6回表に1点を返すも結局、2-10の大敗となった。

続く京都戦は、畑中が先発し、3回を散発2安打の無失点に抑える。援護したい打線は、1回表先頭の鈴木貴雄が安打で出塁すると、盗塁と相手

4回以降は、立ち直った京都先発の有村隆から樋口俊介の継投の前に追加点を奪うことはできなかった。しかし、畑中に代わって登板した山本昌(注:登録名)も2回を零封した。

7回裏の守り、先頭に右翼線への安打を許してしまうが、この回から守備固めに入っていた関野がその強肩で二塁を狙った打者走者を刺した。6回から登板していた川原佑基は、守備の助けもあり、後続を断ち、2回を0封し、3投手による完封リレーで京都を下した。

(会員 坂本 学)



170歳を祝うパースデーケーキ

必ずしも発生年月日があつたりと物語中には書かれていない60事件全てを発生順に並べてみたり(これを「年代学」と呼ぶ)、ホームズの出身大学はケンブリッジかオックスフォードかを真剣に考察してみたり、はたまたホームズの笑った回数を逐一数え

編集後記

本号1面は、今期執行部のカラー・魅力がよく出ている記事ではないかと思ひます。

内容は専ら会員向けですが、今期執行部は対外広報にも力を入れる方針とうかがっていますので、乞うご期待!

デスク 吉田 正穂
 記者 仲戸川優樹
 濱崎 亮
 大崎 徹
 笠間 哲史
 本多 麻紀
 新倉 武
 井上 晴彦
 杉本 桃子

LGBTsレインボー
電話相談
常設化!

2019年10月の初開催から試行錯誤を重ねてきたLGBTsレインボー電話相談会が、4月から常設化された。

毎月第3金曜日の16時から19時までの間、性的マイノリティーに関する知識や法律相談の経験のある弁護士が、電話で無料相談を受け付ける。

2019年に、人権擁護委員会の「両性の平等に関する部会」を「すべての性の平等に関する部会」に名称変更して以来、当会に常設の相談窓口を

神奈川県弁護士会 予約不要 / 弁護士による **LGBTsレインボー** 無料電話相談

当事者の方はもちろん、その身近な方や支援者の方からのご相談もお待ちしております。これって法律相談?と思うことでも、まずはお気軽にお電話ください。

毎月第3金曜日 16:00~19:00
 2024年度予定: 4月19日, 5月17日, 6月21日, 7月19日, 8月16日, 9月20日, 10月18日, 11月15日, 12月20日, (2025年)1月17日, 2月21日, 3月21日

ご相談専用ダイヤル ☎090-2209-1839

性的マイノリティー当事者は、勇気を振り絞って相談した先で心無い発言をされる等、二次被害を受けた経験のある方も多く、相談担当弁護士には、正確な知識や配慮が必要不可欠である。

(会員 丁 絢奈)

現時点では、すべての性の平等に関する部会に所属する部会員で相談に対応しているが、今年度中には、当会全会員を対象とした研修会を開催し、研修を受けた会員が会員との相談研修を経ること、名簿登録が可能となる予定である。

企画から常設化まで、想定より時間を要してしまつたが、この間、当部会と交流のある当事者団体からは、たくさん励ましの言葉をいただいた。引き続き、性的マイノリティー当事者に寄り添い、支援を続けていきたい。

設置することは、当部会の悲願であった。昨年度の試行段階から、毎回1~2件の程度の相談があり、相談内容も、当事者からの相談

「私のホムズ」特別版

前回(2月号)、ホームズ愛好家のことを「シャーロックアン」と呼ぶと述べた。私の場合は、小学3年生の時に図書室



Sherlock Holmes

「シャーロックアン」の生態

会員 二川 裕之

上げて(73回が正解)、笑いの種類を詳細に分析した猛者もいる。

水野雅士「シャーロックアンへの道」という本では、「ホームズと音楽」「ホームズの失敗」「ホームズの女性観」「ホームズの先祖」など340もの話題項目が挙げられ、それぞれに参考文献まで付されている。

私自身、日本シャーロック・ホームズ・クラブにおいて、「ホームズと刺青」というネタで発表したこともある。その時は、手首に貼り付けたタトゥーシールがなかなか取れず、発表から2日後の法廷でバレないように着の袖を伸ばして必死に隠したりした(笑)。

でも、シャーロックアンの本領は単に研究だけにどまらぬものではない。(まだ続く)

2回表には二ノ宮理史の適時二塁打などで3点を追加した。3回表には、石原大悟と鈴木木連統適時二塁打で3点を追加した。

たえば、バリバリの原理主義者は、ホームズを現在も生きている実在の人物ととらえ、ワトソンを記述者、コナン・ドイルが

で偶然手にとつたことをきっかけにホームズ物語を読み始め、しだいに繰り返し読み返すだけでは飽き足らなくなり、ホームズと名が付く関連本や研究書を次々に購入するようになって、今では150冊近くに及んでいる。一口にシャーロックアンと言っても、様々なタイプがある。

イルを出版代理人とみなしている。ちなみに、物語中には一切書かれていないが、シャーロックアンの間では、ホームズの誕生日は1854年1月6日が定説とされており、特に本年は生誕170歳ということで、かくいう私も1月6日に東京で開催された誕生会に出席した(例年、世界各地で同日に開催されている)。